

令和8年5月吉日

各 位

社会福祉法人
新居浜市社会福祉協議会
会長 白石 敦之
各校区 社会福祉協議会 支部長

令和8年度 新居浜市社会福祉協議会 **特別会員**への新規加入および継続加入について(お願い)

平素より新居浜市社会福祉協議会(以下「市社協」といいます。)の活動に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

社会福祉協議会とは、住民一人ひとりに「会員」としてご参加いただき、地域福祉を推進する公益性の高い民間組織であります。

今、地域では人々の「絆」が弱体化してきており、住民相互が助け合って誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域福祉の充実が求められています。

市社協では、住民の皆さまに参加・協力をいただき、皆さまと共に考え、各校区の社会福祉協議会支部(以下「社協支部」といいます。)と連携を図り、行政では対応の難しい地域のニーズに合ったきめ細やかな福祉活動を展開しています。

つきましては、本会の趣旨をご理解のうえ、是非、新規特別会員としてご加入いただき、格別のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。なお、既に参加していただいている会員様には、今年度も継続してご加入いただきますよう併せてお願い申し上げます。

1. 会員の種類 特別会員(年会費) 1口 1,000円
2. 取りまとめ 各校区 社会福祉協議会支部
3. 会費の取り扱い この年会費は、社協支部を通して市社協へ納入されますが、納入のあった社協支部へ全額助成されます。
4. 問い合わせ先 新居浜市社会福祉協議会 地域福祉課
新居浜市高木町2番60号(新居浜市総合福祉センター内)
☎ 32-8129
5. 寄付金控除について 当法人は社会福祉法第22条に規定される「社会福祉法人」であって、当法人が行う社会福祉事業のための寄付金は、所得税法及び法人税法上の控除が受けられる場合があります。
上記の会費もこれに該当いたしますので、必要のある方は上記問い合わせ先までお申し出いただければ、別途証明書を発行いたします。(領収書をもって証明書には代えられません。)